

令和8年度

特殊詐欺対策電話機等購入費補助金について

高齢者を対象とする特殊詐欺被害が多発していることから、被害の未然防止を図るため、65歳以上の高齢者が「特殊詐欺対策電話機等」を購入する場合に、その費用の一部を助成します。



【対象者】

- ・市内に在住し、令和8年度中に満65歳以上となる方

【対象機器】

- ・通話録音装置 固定電話に取付け、通話内容を録音する機器で、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能を有する機器
- ・着信拒否装置 固定電話に取付け、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、着信を拒否又は通知する機能を有する機器
- ・通話録音装置の機能又は着信拒否装置の機能を内蔵する固定電話機

【補助金の限度額（1世帯で1回限り）】

- ・購入費用の**2分の1**で、**上限5,000円**まで（100円未満の端数切り捨て）

【申請手続】

- ・購入後、**3か月以内（最終〆切：令和9年3月31日）**に下記書類を提出してください
（郵送可）

- ①交付申請書兼実績報告書
- ②領収書等の写し
- ③設置費等を含む場合、内訳がわかる明細書（該当者のみ）
- ④カタログ等、特殊詐欺対策電話機等の機能が確認できるもの
- ⑤振込口座のわかるもの（写しも可）
- ⑥本人確認書類

問い合わせ先：豊明市役所 防災防犯対策課 電話：0562-92-8305